

令和5年度 燕市権利擁護支援者養成講座 開催要項

1. 目的

認知症、知的障がい、精神障がい等の理由により、判断能力に不安のある方が住み慣れた地域でいつまでも自分らしく安心して暮らしていくには、一人ひとりの権利が守られることが大切です。

本講座は、権利擁護支援について深く学ぶことで、成年後見制度や日常生活自立支援事業に携わる担い手を養成するとともに、地域の中で多様な主体による支えあい活動の一層の推進・深化を図ることを目的として開催します。

なお、本講座は、「燕市成年後見制度利用促進中核機関等運営事業」における担い手養成事業として開催します。

2. 主催

燕市、社会福祉法人燕市社会福祉協議会（以下「燕市社協」という。）、社会福祉法人新潟県社会福祉協議会

3. 受講コース

<市民後見人養成コース>

「市民後見人」として活動できる方を養成するコースです。燕市社協 福祉後見・権利擁護センター（燕市成年後見制度利用促進中核機関）等のフォローを受けながら、成年後見人等（保佐人、補助人）として活動することを目指します。

(1) 受講条件 次の要件のすべてを満たしている方

・燕市に在住、又は在勤の方

・次の①及び②のいずれかに該当する方

①社会福祉士（「ばあとなあ新潟」に登録している方は除く）、精神保健福祉士、介護支援専門員、社会福祉主事、相談支援専門員初任者研修修了のいずれかを有する方で、社会福祉法人等で3年以上の福祉関係業務に従事した経験のある方

②燕市社会福祉協議会が実施している法人後見事業における「法人後見支援員」、及び日常生活自立支援事業における「生活支援員」として、3年以上の活動経験がある方

・市民後見人として活動することに興味のある方

・原則として、すべてのカリキュラムに参加可能な方

・成年後見制度及び福祉活動に理解・熱意のある方

(2) 定 員 15名程度

(3) 受講料 無料

(4) 日 程 別紙、カリキュラムのとおり

(5) 会 場 燕市民交流センター 3階多目的ホール

<権利擁護支援基礎コース>

権利擁護支援の基礎的な内容が学べるコースです。

また、権利擁護支援基礎コースを修了することで、燕市社協が実施している法人後見事業（成年後見制度）における「法人後見支援員」、及び日常生活自立支援事業における「生活支援員」として活動することもできるようになります。

- (1) 受講条件 次の要件のすべてを満たしている方
 - ・燕市に在住の方
 - ・燕市社協が実施している法人後見事業における「法人後見支援員」、及び日常生活自立支援事業における「生活支援員」として活動することに興味のある方
 - ・原則として、すべてのカリキュラムに参加可能な方
 - ・成年後見制度及び福祉活動に理解・熱意のある方
- (2) 定 員 10名程度
- (3) 受講料 無料
- (4) 日 程 別紙、カリキュラムのとおり
- (5) 会 場 燕市民交流センター 3階多目的ホール

<オープン参加コース>

本講座のカリキュラムの中から、ご自身が希望する科目に参加できるコースです。

- (1) 受講条件 次の要件のいずれかに該当する方
 - ・燕市内に勤務する福祉に携わる専門職
 - ・現在、成年後見人等として活動している市民
- (2) 定 員 各回30名程度（定員になり次第締め切り）
- (3) 受講料 無料
- (4) 日 程 別紙、カリキュラムのとおり
- (5) 会 場 燕市民交流センター 3階多目的ホール

4. 申し込み方法

<市民後見人養成コース><権利擁護支援基礎コース>

- (1) 募集期間 令和5年10月17日(火)～11月7日(火)
- (2) 申込方法 別紙、受講申込書を燕市社協の窓口へ提出（郵送可）
- (3) 添付書類 受講条件に該当する資格等を証明する書類の写し
- (4) 受講決定
 - ・申込者多数の場合は、審査のうえ決定します。
 - ・後日、受講可否を郵送にてお知らせします。

<オープン参加コース>

- (1) 募集期間 令和5年10月17日(火)から各回の開催6日前まで
- (2) 申込方法 別紙、受講申込書を燕市社協の窓口へ提出（郵送・メール・FAX可）

※受講申込書類等は、燕市社協ホームページからもダウンロードできます。

5. 事前説明会

「市民後見人養成コース」、又は「権利擁護支援基礎コース」への受講を検討している方を対象に事前説明会を開催します。

- (1) 日 時 令和5年10月17日(火) 13:30~15:00
- (2) 会 場 燕市民交流センター 3階多目的ホール
- (3) 内 容
 - ・成年後見制度及び日常生活自立支援事業の概要
～市民後見人、法人後見支援員、生活支援員の役割～
 - ・新潟県内、燕市内の成年後見制度利用促進に関する動向
 - ・講座カリキュラムについて
 - ・修了後の活動について
 - ・質疑応答

- (4) 申し込み 10月16日(月)までに、下記へ電話・メール・Google フォームのいずれかの方法で申し込む

燕市社協 福祉後見・権利擁護センター
(燕市成年後見制度利用促進中核機関)

TEL : 0256-78-7020 E-mail : tbm-kenri@tbm-swc.jp



Google フォーム
QRコード

6. その他

<市民後見人養成コース>

燕市社協は、本コース修了者で市民後見人としての活動を希望する者に対して、活動への意欲や意向等を確認した上で、「市民後見人候補者名簿」へ登録します。その後、家庭裁判所から市民後見人の推薦依頼を受けた場合、燕市社協は同名簿の中から事案に応じた候補者を選定し、選定された者の後見活動への意向等を最終確認した上で、家庭裁判所へ推薦することを予定しています。

よって、本コースを修了することをもって、直ちに市民後見人として活動することを保証するものではありませんので予めご理解ください。

<権利擁護支援基礎コース>

燕市社会福祉協議会では、法人後見事業及び日常生活自立支援事業に取り組んでおり、同事業での活動を希望する修了者に対して、活動への意欲や意向等を確認した上で、法人後見支援員や日常生活自立支援の生活支援員として活動していただくことを予定しています。

ただし、同事業への利用ニーズの状況等によっては、直ちに実際の活動に至らない場合もありますので予めご理解ください。

※詳しい内容については、事前説明会にてご説明しますので、可能な限りご参加ください。

【申し込み・問い合わせ】

〒959-0231 燕市吉田日之出町1番1号

燕市社会福祉協議会 地域福祉課

福祉後見・権利擁護センター（燕市成年後見制度利用促進中核機関）

担当：車田、鳥羽、和田

TEL：0256-78-7020 FAX：0256-78-7088

E-mail：tbm-kenri@tbm-swc.jp

燕ささえあいプラン（第4次燕市地域福祉計画・第4次燕市地域福祉活動計画）該当項目

【基本目標】 2 誰もがつながり、切れ目のない支援に結びつくまちをつくろう

【施策の方向性】 (3)権利擁護の推進

【個別施策】 ①成年後見制度の普及・推進（燕市成年後見制度利用促進基本計画）